

福知山市大規模災害対応力強化指針

令和8年6月
福 知 山 市

福知山市大規模災害対応力強化指針の策定にあたって

令和6年1月に発生した能登半島地震では、石川県で死者721名(うち災害関連死493名)、住家被害は全壊6,167棟、半壊18,725棟となり、甚大な被害が発生しました。(令和8年5月29日時点)。本市においても緊急消防援助隊やDMA T、避難所支援等の業務に、延べ123名の職員を派遣し、被災地に対して支援を行いました。

災害大国である我が国は、近年、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等、甚大な被害をもたらした地震を経験してまいりましたが、能登半島地震では依然として過酷な避難所環境が存在することや、職員の参集が整わず体制が脆弱になる自治体、全国から押し寄せる支援・応援に対応できず疲弊する職員等、多くの課題が浮き彫りになるなど、国を挙げて大規模災害に対する対応力の強化が求められています。

本市は、過去幾度となく由良川の氾濫や内水氾濫、土砂災害等による甚大な被害を経験しており、風水害に備えた災害対応力の向上に取り組んでまいりましたが、本市周辺には複数の活断層が存在し、特に三峠断層や上林川断層による直下型地震が発生した場合、本市で最大震度7が予想されており、地震による大規模災害に備えた対策についても見直しが急務となっています。

そこで、本市では、令和6年10月に「福知山市大規模災害対応力強化検討会」を立ち上げ、学識経験者、自治会や自主防災組織等の地域の代表者、防災関係団体の委員の皆様は大規模災害に備えた施策の方向性、避難所の環境改善、防災教育の推進等について、約2か年にかけて検討を行っていただきました。その検討結果を踏まえ、風水害、地震災害等の大規模災害に備えるため、予防編、発災直後・応急対応編、復旧編、復興編の4つのフェーズで取り組むべき事柄を示した、「福知山市大規模災害対応力強化指針」を取りまとめました。

今後も、市民の皆様とともに本指針の基本理念を共有しながら大規模災害への対応力強化に努めてまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本指針の策定にあたり御意見をいただきました福知山市大規模災害対応力強化検討会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました多くの市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。



令和8年6月

福知山市長 大橋 一夫

目次

第1章 福知山市大規模災害対応力強化指針の基本的考え方	1
1 福知山市大規模災害対応力強化指針の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 基本理念	2
4 減災目標	4
5 指針策定の視点	4
第2章 本市を取り巻く災害リスクについて	5
1 福知山市の地勢	5
2 水害のリスク	6
3 地震のリスク	8
第4章 各フェーズにおける対策指針について	11
1 予防編	11
2 発災直後・応急対応編	16
3 復旧編	22
4 復興編	24
第5章 大規模災害対応力強化の推進	25
1 実施主体	25
2 進行管理	25
参考資料	26
1 福知山市大規模災害対応力強化検討会委員名簿	26
2 福知山市大規模災害対応力強化検討会資料	26

第1章 福知山市大規模災害対応力強化指針の基本的考え方

1 福知山市大規模災害対応力強化指針の位置づけ

- (1) 「福知山市大規模災害対応力強化指針」(以下「指針」とする)は、今後の10年間で、国、京都府、福知山市、防災関係機関、市民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等が重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方法を福知山市大規模災害対応力強化検討会にてとりまとめ、示したものである。
- (2) 指針は、福知山市地域防災計画を円滑に運用するための活動方針と位置付ける。(図1)
- (3) 指針は、「京都府戦略的地震防災対策指針」や「公的備蓄の考え方」等に基づき作成しており、京都府の対応指針に則るものである。

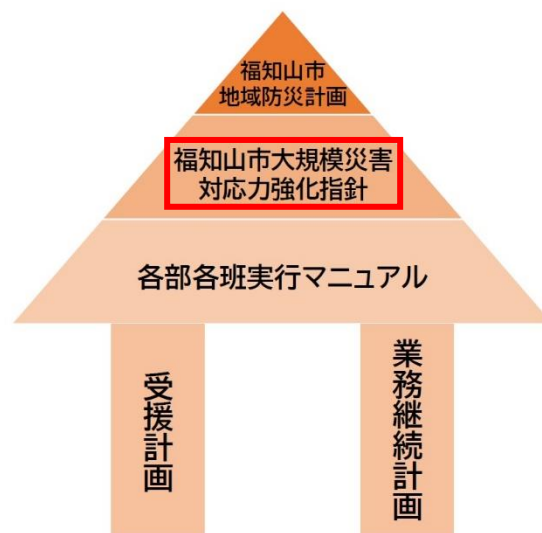


図1 指針のイメージ

2 計画期間

本指針の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とする。

また、短期的な目標期間を5年とするが、計画期間内における国や京都府の動向、社会経済情勢等の変化等により、必要に応じて適宜指針の見直しを検討する。

■計画期間タイムライン

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
長期目標	ハードとソフトの両面において大規模災害時の対応力を強化することで、「市民とともに作る災害に強いまちづくりの推進」を実現し、死者ゼロを目指す。									
短期目標	5年ごとに取組内容を見直し、現状に応じ対策指針の更新を行う。									

3 基本理念

過去の災害からの教訓を踏まえ、ハードとソフトの両面において大規模災害時の対応力を強化し、「市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進」を実現する。

堤防決壊に至るほどの豪雨や本市において最大震度7と予想されている三峠断層帯による直下型地震等の大規模災害は、一瞬のうちに市民のかけがえのない生命を奪うなど、甚大かつ深刻な被害を与えるものであり、市民の生命と身体と財産を守る上で大規模災害対応力を強化する事は、本市の重大課題である。

これまで本市では、福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめにおける6つのテーマにより、過去に発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓も活かしながら目の前の災害から「命を守る避難」を中心として災害対策に取り組んできた。

令和6年能登半島地震では、多数の住宅倒壊や道路の寸断による救出・救助の遅れ、孤立集落の発生やライフラインの復旧の遅れに加え、避難生活の長期化による生活環境悪化など「命をつなぐ避難」に関する多くの課題があった。

これらの災害からの教訓を踏まえ、ハードとソフトの両面において大規模災害対応の取組をさらに強化し、「市民とともにつくる災害に強いまちづくりの推進」を実現し、市民の生命と身体と財産を守る。(図2)

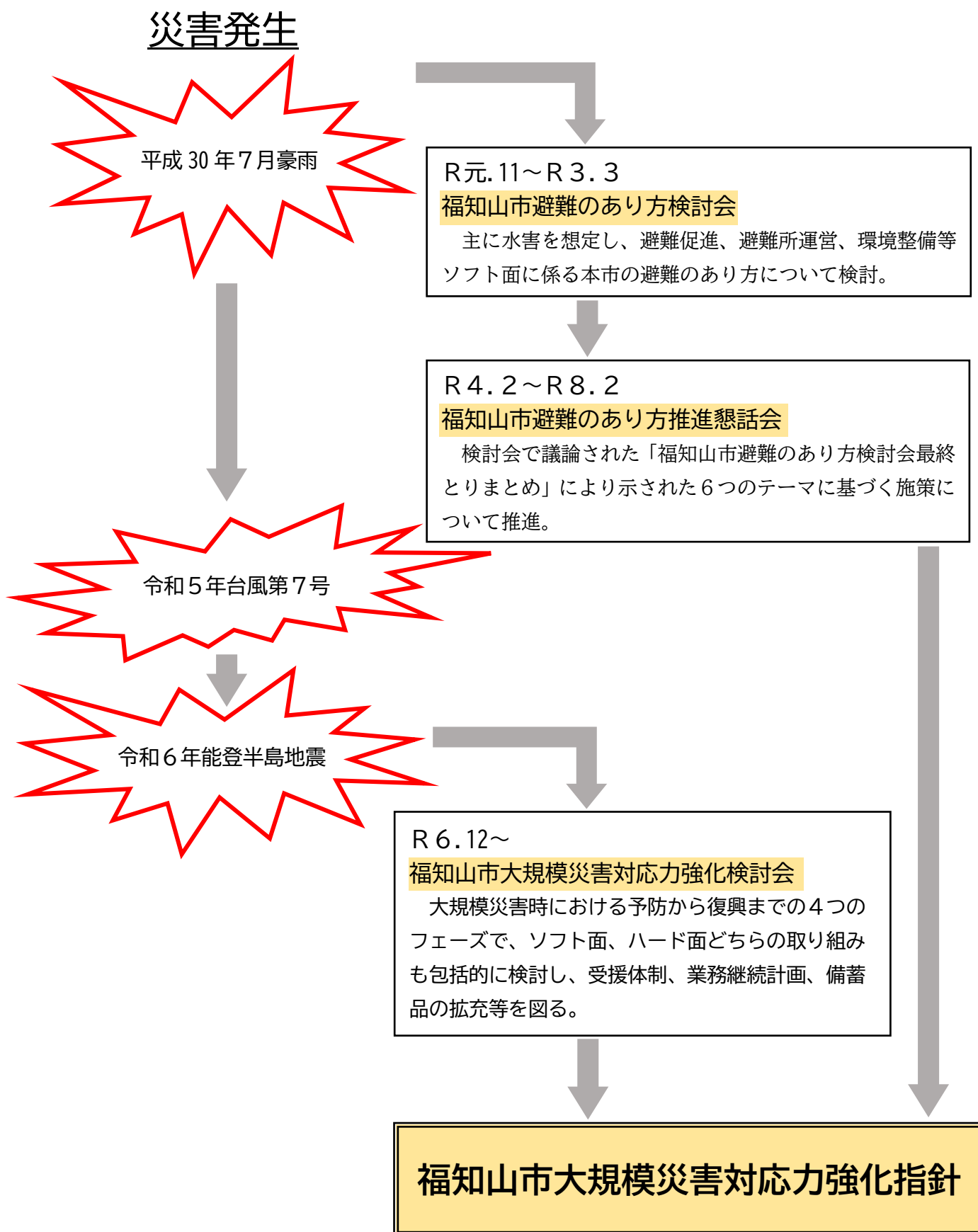


図 2 指針策定の経緯

4 減災目標

市民の生命、身体、財産を守るための長期的な視点に立ち、ハードとソフトの両面において大規模災害時の対応力を強化することで被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

基本理念を達成するためには、具体的な目標を掲げ、進捗状況を客観的に評価することにより、目標達成に向けた努力を継続的に行うことが重要である。

京都府による三峠断層帯をはじめとした主要な活断層における地震被害想定の見直し結果においては、耐震化率の向上等を要因として建物被害・人的被害は減少したものの、ひとたび地震が発生すれば甚大な被害が生じることに変わりはないことから、引き続きハード・ソフト一体的な地震防災対策の取組を推進し、被害の最小化を図る必要がある。

また、平成 28 年に発生した熊本地震では、住宅の倒壊等による直接的な死者の約 4 倍の方々が避難生活の中で健康を崩すなど災害関連死により亡くなっている。同様に令和 6 年能登半島地震においても、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化により災害関連死による死者が直接死の数を上回っており、被災者の命と健康を守る対策に取り組むこともより重要となっている。

5 指針策定の視点

女性、高齢者、障害のある人、外国籍の人をはじめとした多様な立場の人々が参画できるインクルーシブ防災を推進する。

過去の災害においては、避難所等において女性や子ども等の社会的に弱い立場にある人々への暴力といった事例が報告されるなど、生命、身体、財産だけでなく、人としての尊厳を守る取り組みも進める必要がある。

また、災害がもたらす影響や必要とされる支援は、性別、年齢、障害の有無、文化等によって異なるため、それぞれのニーズに応じた対策を行い、社会的要因によって生じる格差や支援の偏り等を最小限にすることが重要である。

そのため、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災を進め、平時から子どもや女性、高齢者、障害のある人、外国籍の人等へ防災活動の参画を促し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れなければならない。

年齢や性別等によらず、誰もが避難者となる可能性があり、また、支援者として防災の担い手として活躍でき得ることを念頭に、男女共同参画担当部局をはじめ関係機関と連携し、多様な立場の人々が参画できるインクルーシブ防災を推進する。

第2章 本市を取り巻く災害リスクについて

1 福知山市の地勢

本市は、京都府の北西にあり、北は舞鶴市と宮津市及び与謝野町に、東を綾部市と京丹波町に、南と西を兵庫県に隣接している。

面 積	周囲	広 ば う		標 高		市役所の位置	
		東西	南北	最高	最低	東 経	北 緯
552.54 平方 km	174.2km	37.1km	34.3km	839.17m	7.11m	135 度 07 分	35 度 17 分

一級河川である由良川が福知山盆地を貫流し、その支流である牧川、土師川及び和久川等が市内で合流している。福知山盆地は非常に標高が低く由良川と牧川の合流点付近については、標高 12m となっている。

盆地の周辺には、主に洪積層からなる段丘が発達し、最も著しいものは本市の南東部にある長田野で、面積約 4 km²、平均標高約 70m の段丘となっている。

福知山盆地は、かつて湖沼で周囲の山地から流出した土砂が堆積し、その後地殻の隆起によって湖沼が消滅し、由良川がこの堆積層を開析して盆地の周辺に段丘を形成したものと考えられている。

令和 5 年台風第 7 号災害において大規模な土砂災害があった地域は、急傾斜地や扇状地といった土砂災害が発生しやすい地形となっており、その多くの地域が土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されている。

また、本市には多くの孤立の可能性のある集落が存在しており、土砂災害の影響で道路が寸断され、孤立集落が多く発生することが想定されることから、その対策が喫緊の課題となっている。

2 水害のリスク

本市では、過去から由良川流域による水害に見舞われてきた。特に地形の影響が大きく、川の上流部は勾配が急で流れが速いが、中流部の福知山盆地では勾配が緩くなり水が溜まりやすく、下流部では勾配は緩やかでかつ狭長な谷底平野となっているため、中下流部に位置する本市では水害が頻発している。（図3）

過去の水害から様々な対策を実施してきたが、近年は雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、本市は全国で最もこのことを実感する自治体の一つであると言える。また、急激に進行する少子高齢化などの社会環境の変化やICTなど情報技術の進展に伴い、地域の社会環境も変化しており、地域における災害対応のあり方の変革が急務となっている。



出典：由良川水系河川整備計画（H25. 6 国土交通省近畿地方整備局）

図3 由良川流域の地形

■本市における過去の水害

令和5年8月台風第7号

総雨量：376mm 時間雨量：114mm 全壊：10棟 半壊：2棟 準半壊：6棟 床上浸水：22棟 床下浸水：79棟



平成30年7月豪雨

総雨量：594.5mm
重傷者：1人 全壊：5棟 半壊：39棟
一部損壊・床上浸水：208棟
床下浸水：493棟



平成29年10月台風第21号

総雨量：200mm
最高水位：7.39m
半壊：12棟 一部損壊：11棟
床上浸水：98棟 床下浸水：227棟



平成26年8月豪雨

総雨量：357.5mm 死者：1人
全壊：13棟 大規模半壊：6棟
半壊：266棟 一部損壊：3,968棟
床上浸水：2,029棟 床下浸水：2,471棟



平成25年9月台風第18号

総雨量：216mm 全壊：2棟
半壊：311棟 最高水位：8.3m
大規模半壊：19棟 床下浸水：356棟
一部損壊・床上浸水：423棟



平成16年10月台風第23号

総雨量：307mm 最高水位：7.53m
死者：2人 全半壊：155棟
床上・床下浸水：3,533棟



昭和28年台風第13号

死者：12人
負傷者：820人 家屋流出：84戸
全壊：986戸 半壊：1,384戸
床上浸水：4,075戸 床下浸水：284戸



3 地震のリスク

本市周辺には、6つの活断層(三峠断層、上林川断層、山田断層、養父断層、郷村断層、若狭湾内断層)が存在している。(図4)

特に三峠断層における被害想定は、死者 260 人、負傷者 1,521 人、短期避難者が 19,447 人にも上り、上水道の 90%超が断水となる恐れがある。

本市は、過去幾度となく由良川の氾濫や内水氾濫、土砂災害等を受け、水害に対する災害対応力の向上を行ってきたが、これに加えて、地震災害による大規模災害の発生に備えた対策が急務となっている。

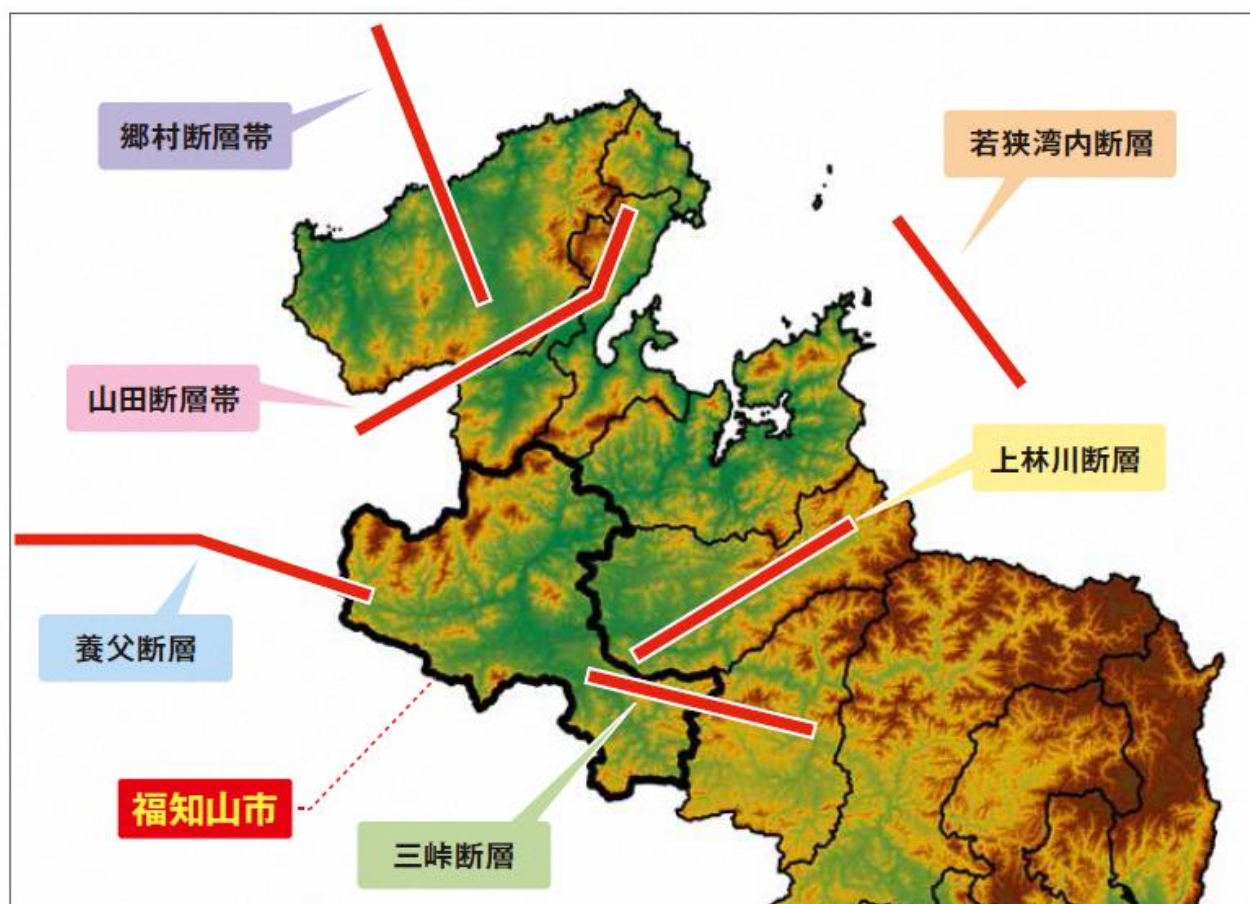


図4 断層位置図

(1) 各断層における直下型地震の被害想定

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)					
上林川断層	7	134	975	212	1,051	10,003	7,513	10,343	48
三峠断層	7	260	1,521	432	2,112	19,447	14,065	11,532	445
郷村断層帯	6強	50	503	68	249	3,032	3,005	7,609	23
山田断層帯	6強	13	126	11	15	387	314	2,456	7

出典：京都府地震被害想定調査結果（R7）

本市周辺の活断層うち、上林川断層と三峠断層による地震が最大予測震度7となっている。

特に三峠断層による被害が最も大きく、人的被害については、死者 260 人、負傷者 1,521 人、要救助者数 2,112 人、短期避難者が 19,447 人、建物被害については、全壊 14,065 棟、半壊・一部半壊 11,532 棟、焼失建物 445 棟という被害想定となっている。

(2) 各断層における直下型地震発生時のライフラインの状況

断 層 名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)
上林川断層	69,506人	5,530人	1,111軒	1,295回線	6.4%	6,000戸
三峠断層	72,728人	8,790人	2,426軒	2,775回線	13.5%	6,000戸
郷村断層帯	63,441人	3,337人	356軒	420回線	2.1%	0戸
山田断層帯	20,748人	1,826人	48軒	57回線	0.3%	0戸

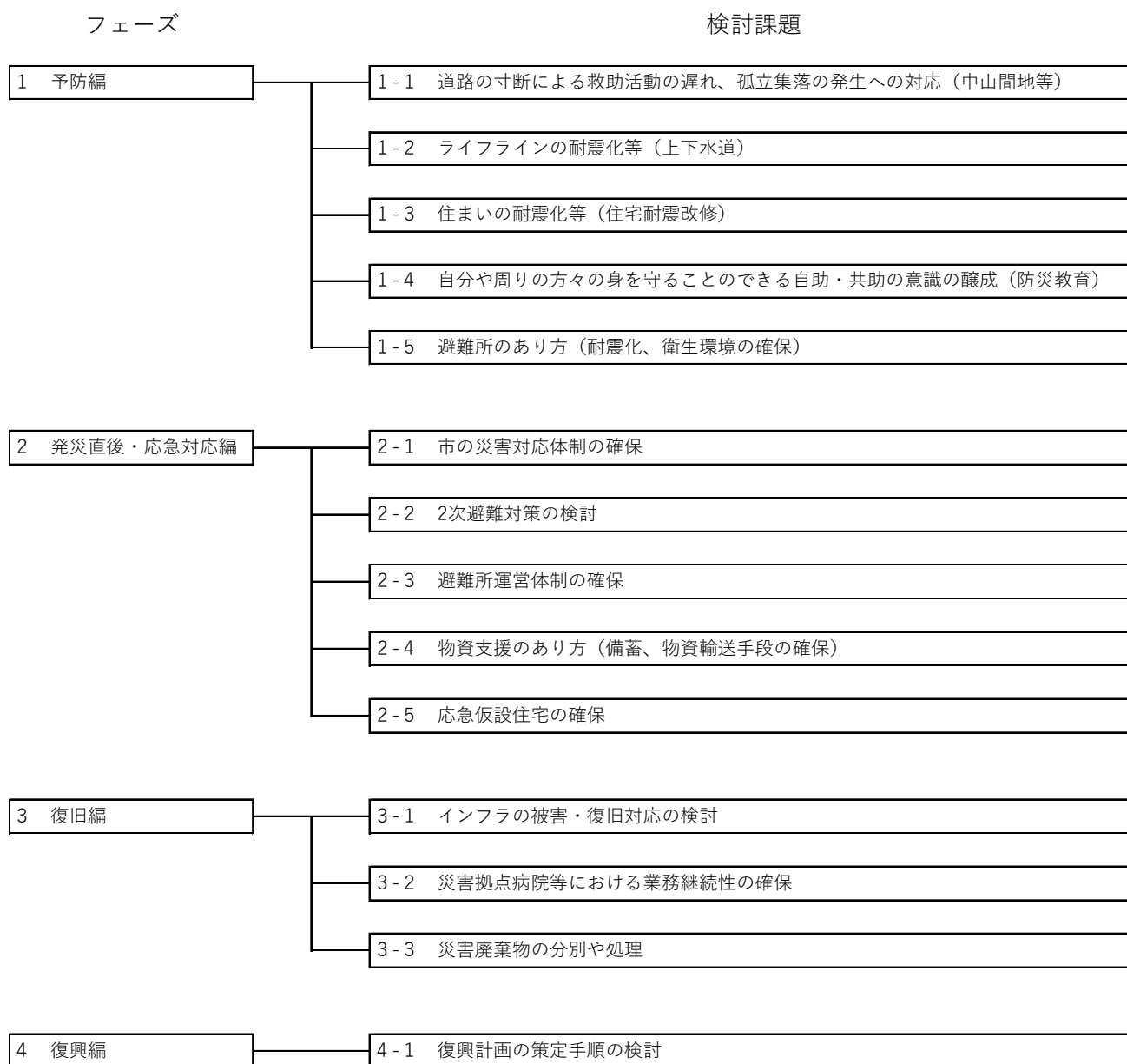
出典：京都府地震被害想定調査結果（R7）

ライフラインの状況について、上下水道は復旧に概ね 1 か月を要する見込みである。特に上水道については、郷村断層帯で発災直後の断水率が 80%、上林川断層、三峠断層では 90%を超えており、特に三峠断層では、発災 1 か月経過後も 13.2%が未復旧と想定されており、復旧に時間を要する。

また、電気・通信については、概ね 1 週間で復旧する見込みである。

第3章 対策指針の体系図

基本理念、減災目標を達成するために、以下のとおり、災害時の4つのフェーズにおける、14の主な検討課題に対して、いくつかの視点から72の具体的な取組内容を設定し、大規模災害対応力を強化することとする。



第4章 各フェーズにおける対策指針について

令和12年度までの5年間の主な取組内容及び目標を次のとおりとする。

1 予防編

課題 (1-1) 道路の寸断による救助活動の遅れ、孤立集落発生への対応（中山間地等）

背景

- 令和6年能登半島地震においては、大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、孤立集落が多数発生し、発災直後から自衛隊等のヘリによる患者の搬送や救援物資の輸送、孤立住民の救助等が実施された。また、半島という地理的条件から被災地への進出経路が限られ、地震による道路の寸断などにより、迅速な救助活動に支障が生じた。

視点○被災地へのアクセス道路の確保

(1-1-1) 緊急輸送道路¹の改良整備

緊急輸送道路における拡幅等の改良整備を促進する。

(1-1-2) 緊急輸送道路の防災対策

緊急輸送道路における防災対策を促進する。

(1-1-3) 緊急輸送道路の道路橋の耐震改修

福知山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国・京都府と連携し緊急輸送道路における道路橋の長寿命化を進める。

(1-1-4) 孤立の可能性のある集落における道路橋の耐震改修

福知山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋の長寿命化を進める。

No.	新規/ 継続 ²	取組内容	現況値 ³	目標値	単位
1-1-1	新規	市内の緊急輸送道路の拡幅について国・京都府への要望を実施する	—	—	実施
1-1-2	新規	市内の緊急輸送道路の防災対策について国・京都府への要望を実施する	—	—	実施
1-1-3	新規	緊急輸送道路における道路橋の長寿命化を実施する	—	—	実施
1-1-4	新規	集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋の長寿命化を実施する	—	—	実施

¹ 大規模災害発生時に、救援物資の輸送や緊急車両の通行を確保するために指定される道路。

本市では国道9号、173号、175号、176号、426号、主要地方道福知山停車場線、舞鶴福知山線、福知山綾部線、舞鶴綾部福知山線、小坂青垣線、一般府道福知山停車場篠尾線の各路線の一部が指定されている。

² 福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめから継続している取組内容については、継続と記載。

³ 令和7年度見込値を記載。

視点○迅速な救助活動の実施

(1-1-5) 孤立の可能性がある集落における災害対応体制の整備等

孤立の可能性がある集落のデータベース化や、中山間地における地域においては自らの救急救助能力向上の促進により、災害対応体制の整備を進める。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-1-5	新規	孤立の可能性がある集落を想定した救出救助訓練を実施する	1	1	回/年

課題(1-2) ライフラインの耐震化等（上下水道）

背景

- ・能登半島地震では、半島という地理的な制約がある中で、大規模な土砂崩壊や道路の寸断が長期化した。また、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。

視点○上下水道の耐震化

(1-2-1) 水道管路の耐震化

福知山市上下水道耐震化計画に基づき、水道管路の耐震化を進める。

(1-2-2) 下水道施設の耐震化

福知山市上下水道耐震化計画に基づき、下水道施設の耐震化を進める。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-2-1	新規	水道管路（基幹管路）の耐震化を実施する	42.4	45.0	%
1-2-2	新規	下水道処理施設（処理場・ポンプ場）の耐震化を実施する	24.3	37.8	%

視点○断水時の応急給水体制の確保

(1-2-3) 応急給水マニュアル策定の検討

病院、避難所、社会福祉施設等の災害時に優先的に給水を行う施設に対する応急給水マニュアル策定の検討を進める。

(1-2-4) 応急給水体制の確保

給水車の確保や職員及び委託業者の訓練により、給水車を操作可能な要員を確保する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-2-3	新規	応急給水マニュアルを策定する	—	—	策定
1-2-4	新規	給水車の操作訓練を実施する	1	1	回/年

課題(1-3) 住まいの耐震化等(住宅耐震改修)

背景

- ・能登半島地震をはじめとした大規模地震災害では、建物倒壊による大きな被害が発生しており、市民の生命、身体、財産を守るために建物の耐震化は不可欠。
- ・令和6年度に京都府で実施された三峠断層の被害想定見直しにより、住家被害数は減っているが、更なる耐震工事等による耐震化の推進や家具の固定等による屋内被災の減少への取り組みが必要。

視点○住宅の耐震化のさらなる促進

(1-3-1) 木造住宅の耐震化推進

必要性を考慮し、優先順位をつけて耐震化を推進する。

(1-3-2) 耐震改修等の啓発

住宅関連業界団体との連携や出前講座等により、耐震改修等の啓発を行うとともに、木造住宅耐震診断士派遣事業・木造住宅耐震改修等事業補助金等を周知する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-3-1	新規	木造住宅耐震診断士の派遣を促進する	6	9	件/年
1-3-1	新規	木造住宅耐震改修補助金の利用を促進する	1	2	件/年
1-3-2	新規	住宅耐震改修の内容を含む講座を実施する	未集計	5	件/年

視点○室内の安全対策の促進

(1-3-3) 室内安全対策等の推進

消防団、自主防災組織等との連携により、家具の固定等、居住空間の安全確保に関する情報提供を充実し、室内の安全対策事業等の一層の推進を図る。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-3-3	新規	家具固定等の室内安全対策の内容を含む講座を実施する	未集計	25	件/年

視点○火災予防対策への対応

(1-3-4) 防火活動の推進

住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災カーテン、感震ブレーカー等の設置並びに災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について、ライフライン事業者とも連携し普及・啓発を行う。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-3-4	新規	火災対策の内容を含む講座を実施する	31	50	件/年

課題 (1-4) 自分や周りの人々の身を守ることでできる自助・共助の意識の醸成（防災教育）

背景

- ・大規模地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」の取組を強化することが重要。
- ・防災意識の高い人材の育成・確保に努め、地震等の被害そのものを軽減するためのソフト対策の充実が必要。

視点○児童・生徒等への防災教育の強化

(1-4-1) 防災教育の推進

国・京都府や自治会・消防団・自主防災組織等の地域、専門家等と連携した防災教育を拡充する。

(1-4-2) 発達の段階を踏まえた防災教育の実施

全校で学校安全計画の確認・改善を実施するとともに発達の段階を踏まえた、実行性のある防災教育を拡充する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-4-1	新規	防災関係機関と連携した出前講座や研修を実施する	2	3	件/年
1-4-2	継続	市内全小・中学校において防災教育を実施する	100	100	%

視点○地域の防災意識の向上

(1-4-3) 防災知識の普及啓発

自治会、自主防災組織等の地域と連携し、子どもだけでなく全世代に向けた防災教育・研修・訓練を実施し、地域住民の自発的な協力を得た防災教育を推進する。

(1-4-4) 防災人材の育成

京都府・大学と連携し、有事のみならず平時においても地域防災の中心となる役割を担う防災人材を育成する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-4-3	継続	防災に関する出前講座や研修等を実施する	40	50	件/年
1-4-3	継続	地域版防災マップを活用した地域での防災訓練を実施する	60	90	地域/年
1-4-3	新規	地域版防災マップの更新を促進する	4	10	件/年
1-4-4	新規	女性による自主防災リーダー養成講座の受講を促進する	6	9	人/年
1-4-4	新規	大学生による防災士養成講座の受講を促進する	30	30	人/年

課題(1-5)避難所のあり方(耐震化、衛生環境の確保)

背景

- ・能登半島地震では断水や避難生活の長期化に伴う避難所の衛生環境の悪化が課題。また、過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震においても、避難所等の環境に起因する災害関連死が発生。
- ・避難生活においては、平時の生活とは異なる環境に置かれることから、災害関連死を防ぐ上で避難所の生活環境の改善が必要不可欠。

視点○避難所の耐震性の確保

(1-5-1) 避難所の耐震化

広域避難所の耐震化率 100%を目指す。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-5-1	新規	1次・2次広域避難所の耐震化を促進する	95.5	100	%

視点○避難所の環境の整備

(1-5-2) 備蓄資機材の充実と設置体制の確保

簡易ベッドやパーティション等の避難所を快適に保つ備蓄資機材を適切に活用するため、避難所開設後の初動体制を確保する。

また、想定以上の被害による避難スペース不足に備えるため、広域避難所以外の公共施設等も避難所として活用できるよう、環境整備と運営体制の確保について検討する。

(1-5-3) 避難所の環境改善の推進

避難所のトイレの洋式化、マンホールトイレの整備、小・中学校等の避難所における空調の整備等を推進する。

(1-5-4) 新たな資機材の充実による避難所の環境整備

他自治体や民間企業との協定等を活用し、水循環型シャワー、トイレトレーラー、キッチンカー等の新たな資機材を整備することにより一層の避難所環境の改善を図る。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
1-5-2	継続	避難所の配備資機材の取扱訓練を実施する	1	1	回/年
1-5-3	新規	避難所への空調の整備を推進する	34	48	施設
1-5-4	新規	避難所環境改善に関する協定締結を促進する	0	100	%

2 発災直後・応急対応編

課題(2-1)市の災害対応体制の確保

背景

- ・大規模地震発生時において、災害対策本部機能を維持するとともに、初動対応に必要な要員を速やかに確保し、災害のフェーズや業務内容の変化を踏まえた柔軟な人員配置を行うことが必要。
- ・特に能登半島地震では総務省の応援職員派遣制度によって全国から応援職員が派遣されたが、膨大な人的支援に被災市側が受け止めきれない状況が見受けられたため、事前に受援体制の確保が必要。
- ・被害の状況を迅速かつ的確に把握するための通信手段の確保や情報収集、被災地を迅速に支援するための応援体制及び支援を受け入れるための受援体制の強化が必要。

視点○災害対策本部機能の維持、要員の確保

(2-1-1) 災害対策本部機能の継続性の確保

代替施設の確保等を行い、災害対策本部機能を維持する。

(2-1-2) 危機管理室兼務職員及び災害対策本部各班員における災害対応力の向上の推進

各班におけるマニュアルの見直しや定期的な訓練及び研修を実施し、災害対応力の強化を図る。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-1-1	新規	代替施設における災害対策本部の運用に関するマニュアルを策定する	—	—	策定
2-1-2	新規	危機管理室兼務職員を含めた訓練や研修を実施する	2	2	件/年
2-1-2	新規	災害対応マニュアルに基づく訓練や研修を実施する	1	2	件/年

視点○災害時における通信・情報収集能力の確保

(2-1-3) 災害事象の早期覚知及び被災状況の把握

ドローンを保有する民間団体や事業者の協力による被災地域の状況把握・共有体制を確保する。

(2-1-4) 国・京都府と連携した情報共有体制の確保

内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）、新物資システム（B-P L o）及び京都府総合防災情報システムを活用し、情報収集及び情報発信を行う。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-1-3	新規	ドローンを活用した情報収集訓練を実施する	0	1	回/年
2-1-4	新規	国・京都府システムを活用した訓練を実施する	2	2	件/年

視点○応援・受援体制の確保

(2-1-5) 受援体制の確保

国や京都府、他の地方公共団体からの応援職員を迅速・的確に受け入れて、情報共有や各種調整を行うための受援計画を策定し、計画に基づく訓練を実施する。

(2-1-6) 応援職員受け入れのためのマニュアルの整備

家屋被害調査や罹災証明書発行、災害廃棄物等、被災時に発生する業務マニュアル策定及び更新を行う。

(2-1-7) 応援職員受け入れ体制の確保

公的施設、指定管理施設等を活用した宿泊場所を確保する。

(2-1-8) 緊急消防援助隊及び京都府内消防応援隊の受援体制の強化

緊急消防援助隊及び京都府内消防応援隊における受援に関する訓練を実施し、受援体制を強化する。

(2-1-9) 広域防災活動拠点の運用における実効性の確保

京都府が整備する広域防災活動拠点との連携体制を確保する。

(2-1-10) 京都府内市町村や協定締結自治体との受援体制の構築

北部連携等との受援訓練等を実施し、連携体制を構築する。

(2-1-11) 民間事業者との連携体制の確保

民間事業者との応援協定等により連携体制を確保するとともに、実行性を高める。

(2-1-12) 災害時に必要な資格取得の推進

中型免許等、職員に対して必要な資格の取得を推進する。

(2-1-13) 災害ボランティアセンターにおける情報共有体制の確保

福知山市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの円滑な立ち上げやその後の運営を支援するため、各関係部署との情報共有体制を構築する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-1-5	新規	受援計画に基づく訓練を実施する	0	1	回/年
2-1-6	新規	誰でも理解できるような災害時業務マニュアルを策定する	—	—	策定
2-1-7	新規	応援職員の活動拠点を確保する	0	1	箇所
2-1-8	新規	緊急消防援助隊や京都府内消防応援隊における受援に関する訓練を実施する	1	1	回/年
2-1-9	新規	広域防災活動拠点に関する訓練を実施する	0	1	回/年
2-1-10	新規	京都府内市町村や協定締結自治体と連携した受援訓練を実施する	0	1	回/年
2-1-11	新規	民間事業者との訓練の実施	1	1	回/年
2-1-12	新規	中型免許等の資格取得に関する補助制度を構築する	—	—	構築
2-1-13	新規	災害ボランティアセンターの運営に関する訓練や研修を実施する	1	1	回/年

課題(2-2)2次避難⁴対策の検討

背景

- ・能登半島地震においては、被災者の命と健康を守るため、孤立集落からの避難者や特に高齢者など要配慮者について、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施。
- ・2次避難を行うべき場合や優先的に2次避難を行う対象者については、災害の規模や種類、指定避難所の想定収容人数、高齢化率等を踏まえて検討が必要。

視点○府県間、市町村間を超えた避難体制の確保

(2-2-1) 被災者受け入れ体制の確保

他市町村における旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定や公的施設、指定管理施設等を活用し、被災者を受け入れ可能なホテル及び旅館等を確保する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-2-1	新規	被災者の宿泊に関する協定を締結する	0	1	件

視点○要配慮者の避難体制の確保

(2-2-2) 避難行動要支援者⁵における避難体制の確保

個別避難計画の策定を促進するとともに、移送手段の確保や、避難生活における支援体制を確保する。また、同計画に基づいた避難訓練を実施し実効性を確保する。

(2-2-3) 福祉避難所及び福祉避難スペースの充実

福祉ベッドやパーティション等の要配慮者⁶の避難時に適した資機材を整備し、福祉避難所や福祉避難スペース⁷の充実を図る。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-2-2	新規	避難行動要支援者名簿への情報提供の同意を促進する	70.2	100	%
2-2-2	継続	個別避難計画の策定を促進する	134	290	件
2-2-2	継続	個別避難計画に基づく訓練を実施する	1	1	回/年
2-2-3	継続	福祉ベッド等の要支援者に必要な資機材を拡充する	68	108	台
2-2-3	継続	福祉避難所等に配備された資機材の取扱訓練を実施する	1	1	回/年

⁴ 発災直後の一時的な避難後、ホテルや旅館等の長期的に生活できる安全な場所へ避難すること。

⁵ 要配慮者のうち、自力での避難が困難であり、他者による支援を必要とする者。

⁶ 高齢者、障害のある人、外国籍の人等の災害時に特別な配慮を要する者。

⁷ 広域避難所の一部に設ける、要配慮者のための避難スペース。

課題(2-3)避難所運営体制の確保

背景

- ・避難者にとって必要な生活環境を円滑に整えていく上で、被災者支援体制の構築や、避難所における運営体制を構築することが必要。
- ・能登半島地震では、自主避難所が多く開設されたほか、在宅避難者や車中避難者などに対する被災者支援の体制を構築するのに時間を要した事例が見られた。
- ・能登半島地震では、長期化する避難生活を支えるため、保健医療福祉活動チームの派遣による医療・健康支援が行われた。
- ・災害時の保健・医療・福祉ニーズに対応するため、京都府と連携して専門職の派遣による対応の充実を図る必要がある。
- ・専門的な知識をもつ NPO の活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織との連携をはじめ、NPO、ボランティア等との連携体制を確保する必要がある。
- ・避難生活の長期化により児童・生徒の教育機会の確保が困難となった。

視点○避難者及び応援職員等による避難所運営体制の確保

(2-3-1) 地域コミュニティの強化による避難体制の確保

避難所運営に必要な知識を普及し、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を構築する。

(2-3-2) 避難所運営マニュアルの策定

避難所運営マニュアルを策定し、業務内容を明らかにすることで、市職員だけでなく応援職員、地域住民が避難所を運営できるような体制を確保する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-3-1	新規	避難所運営の住民委託を促進する	2	17	件
2-3-2	新規	避難所運営マニュアルを策定する	—	—	策定

視点○在宅避難者、車中避難への対応

(2-3-3) 避難所外避難者への支援に向けた体制構築

避難所外避難者について、情報把握に向けた体制の構築や食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施を推進する。

また、避難者実態の調査方法について検討する。

(2-3-4) 多様な視点を踏まえた情報発信の推進

避難所外避難者、障害のある人や外国籍の人等も受け取り可能な情報発信を行う。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-3-3	新規	避難所外避難者への支援に関するマニュアルを策定する	—	—	策定
2-3-4	新規	多様な視点を踏まえた情報発信に関するマニュアルを策定する	—	—	策定

視点○避難者の健康管理

(2-3-5) 避難者の健康管理体制の確保

要配慮者や在宅避難者等の多様な支援ニーズに対応するため、保健師や栄養士等の福祉関係者との連携を強化し、被災者に対する福祉的支援等の充実を図り、災害関連死等の健康二次被害を防ぐ。

(2-3-6) 医療・介護・福祉等の専門職との連携体制の確保

京都府の保健医療福祉調整本部及び同地域本部と連携し、災害時において、医療・介護・福祉等の専門職と行政が円滑な連携のもと、対応が取れるよう平時から関係性を構築する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-3-5	新規	避難者の健康管理に関する訓練を実施する	1	1	回/年
2-3-6	新規	医療・介護・福祉等の専門職による連携訓練を実施する	1	1	回/年

視点○NPO、ボランティア等との連携

(2-3-7) 専門ボランティア団体及び災害中間支援組織との連携

NPOの活動を調整するため、京都府災害ボランティアセンターや全国的な災害中間支援組織（JVOAD等）との連携体制を構築する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-3-7	新規	災害中間支援組織等が実施する研修等に参加する	1	1	回/年

視点○災害時の学校再開支援

(2-3-8) 教育機会の確保

小・中学校の教室、体育館における避難所生活が長期化した場合の児童・生徒の教育機会を確保するための体制を確保する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-3-8	新規	災害時の学校支援に関する研修等に参加する	3	3	回/年

課題(2-4)物資支援のあり方(備蓄、物資輸送手段の確保)

背景

- ・指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保する必要がある。
- ・国からのプッシュ型支援は発災後3日目までに必要となる物資が被災地に届くよう調整されており、発災から3日間は家庭等の備蓄と地方公共団体における備蓄で対応することが必要。

視点○発災時に必要な備蓄の確保

(2-4-1) 備蓄体制強化の推進

京都府の重点備蓄品目や被害想定に基づく備蓄数量の見直し等を実施するとともに、多様な視点から必要な備蓄物資を検討することで、備蓄体制の強化を図る。

(2-4-2) 備蓄品保管場所の確保

既設の備蓄倉庫の建て替えや配置の見直し、備蓄倉庫の新設や市有施設の活用による保管場所を確保する。

(2-4-3) 共用備蓄倉庫の設置の推進

京都府や市町村が共用で使用可能な備蓄倉庫設置の検討を行う。

(2-4-4) 地域完結型の備蓄体制の確保

孤立の可能性がある集落における備蓄体制を確認し、地域完結型の備蓄体制確保のための検討を行う。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-4-1	新規	京都府の公的備蓄等に係る基本的な考え方に基づく必要な備蓄物資を確保する	2	100	%
2-4-2	新規	各地域において新たに備蓄倉庫を整備する	1	4	箇所
2-4-3	新規	共用備蓄倉庫の設置について国への要望を実施する	—	—	実施
2-4-4	新規	地域完結型の備蓄体制確保について孤立の可能性がある集落への協議を実施する	0	152	箇所

視点○適切かつ確実な物資輸送

(2-4-5) 救援物資受入拠点における運営方法の確立

物資輸送拠点において効率的な荷捌きができるよう民間物流事業者等との連携を促進し、大規模災害発生時を想定した物資拠点運営マニュアルを策定する。

(2-4-6) ドローンを活用した物資輸送体制の確保

車両等による輸送が困難な地域や有人航空機の離着陸が困難な地域へのドローンによる物資の輸送体制を整備する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-4-5	新規	物資拠点運営マニュアルを策定する	—	—	策定

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-4-6	新規	ドローンを活用した物資輸送訓練を実施する	1	1	回/年

課題(2-5)応急仮設住宅の確保

背景

- ・避難者の生活を安定させるためには、迅速に応急仮設住宅・公営住宅等を確保することにより、被災者の住まいの再建を図ることが必要。

視点○多様な応急住宅の確保

(2-5-1) ニーズに応じた応急仮設住宅の提供体制の確保

ニーズに応じて被災者へ応急仮設住宅を提供するため、賃貸型応急住宅の活用も含め、応急仮設住宅の候補地を検討する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-5-1	新規	応急住宅対策計画の見直し等により実効性を高める	0	1	回/年
2-5-1	新規	既存住宅を活用した応急仮設住宅の提供に関する協定を締結する	1	2	件

視点○迅速に提供できる体制の確保

(2-5-2) 家屋被害認定調査等を迅速に実施できる体制の強化

家屋被害認定調査等に係る研修や訓練を実施する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
2-5-2	新規	家屋被害認定調査等に関する訓練や研修を実施する	1	1	回/年

3 復旧編

課題(3-1)インフラの被害・復旧対応の検討

背景

- ・インフラが被害を受けた場合、長期の停電や断水、都市ガスの供給停止が発生し被災者の生活に甚大な影響を与え、住民への支援が遅れるおそれがある。
- ・国、京都府、福知山市、インフラ事業者が連携し、迅速な応急復旧を行う体制を平時から構築する必要がある。

視点○復旧に関する計画の整備

(3-1-1) 道路啓開計画の策定の検討

国・京都府と連携して各管理の道路啓開計画の策定の検討を進める。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
3-1-1	新規	道路啓開計画を策定する	—	—	策定

視点○災害時における通信・情報収集能力の確保

(3-1-2) インフラ事業者との連携体制の強化

インフラ事業者と平時から相互での情報提供や連携訓練を実施し、連携体制の強化を図る。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
3-1-2	新規	インフラ事業者と連携した訓練を実施する	1	1	回/年

課題(3-2)災害拠点病院等における業務継続性の確保

背景

- ・大規模地震発生に備えた医療・福祉施設の強靱化、被災後の迅速な復旧対応、平時や災害時の連携体制の確保に向けた検討が必要。

視点○施設の耐震性の確保

(3-2-1) 市内医療施設及び社会福祉施設における耐震診断及び耐震改修の推進

国の助成制度を周知し、各施設の耐震化を促進する。

(3-2-2) 避難確保計画策定及び訓練の推進

災害時に医療・福祉体制が確保できるよう病院や社会福祉施設における避難確保計画の策定及び計画に基づく訓練を推進する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
3-2-1	新規	市内の各医療機関の耐震化を促進する	88.9	100	%
3-2-1	新規	市内の各社会福祉施設の耐震化を促進する	82.9	100	%
3-2-2	新規	市内の各医療機関における避難確保計画の策定及び訓練の実施を推進する	83.3	100	%
3-2-2	新規	市内の各社会福祉施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施を推進する	98.7	100	%

課題(3-3)災害廃棄物の分別や処理

背景

- ・能登半島地震では災害廃棄物の分別が細かく、臨時収集場所でボランティア等が混乱した。事前に災害廃棄物の処理について検討が必要。

視点○円滑な災害廃棄物の収集・処理

(3-3-1) 災害時廃棄物処理体制の確保

臨時収集場所の用地や被災時の代替処分施設の確保など、事前に災害時における廃棄物処理体制を確保する。

(3-3-2) 災害廃棄物分別に関する情報発信の推進

災害廃棄物の分別について、市民やボランティアにわかりやすい周知や広報の方法を検討する。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
3-3-1	新規	災害廃棄物処理に関する運用マニュアルを策定する	—	—	策定
3-3-1	新規	災害廃棄物処理に関する支援協定を締結する	2	3	件
3-3-2	新規	災害発生時の廃棄物処理の内容を含む講座を実施する	未集計	5	件/年

4 復興編

課題(4-1)復興計画の策定手順の検討

背景

- ・ 今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・生業再建支援までの一体的な復興に向けた事前準備が必要。
- ・ 発災後から10年後、20年後を見据えた復興の考え方を検討する。

視点○復興に向けた事前準備

(4-1-1) 復興に係る体制の確保

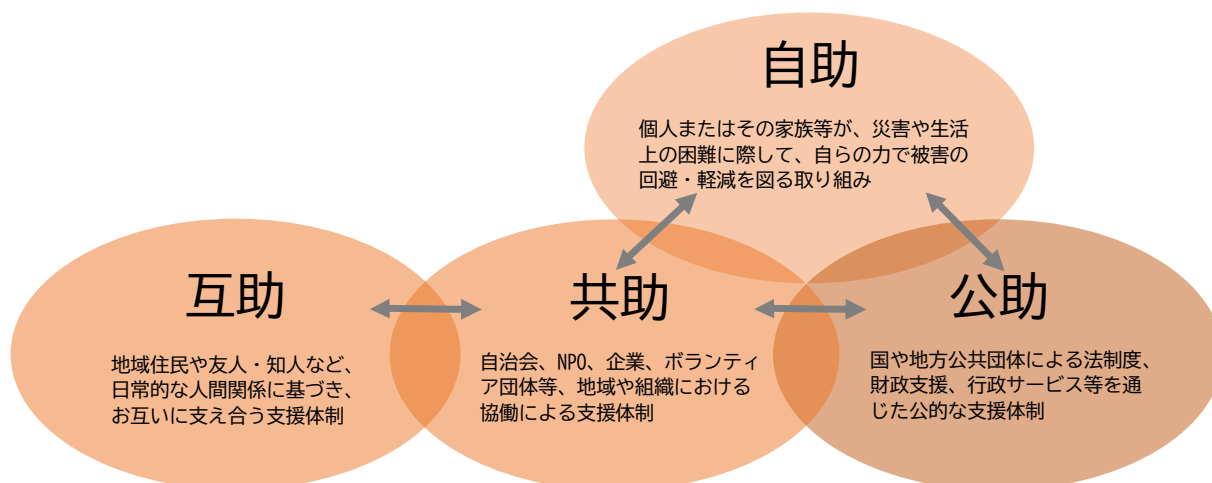
大規模災害からの迅速な復興を実現するため、被災後10年後20年後を見据えた復興の方向性について検討を進める。

No.	新規/ 継続	取組内容	現況値	目標値	単位
4-1-1	新規	事前復興計画を策定する	—	—	策定

第5章 大規模災害対応力強化の推進

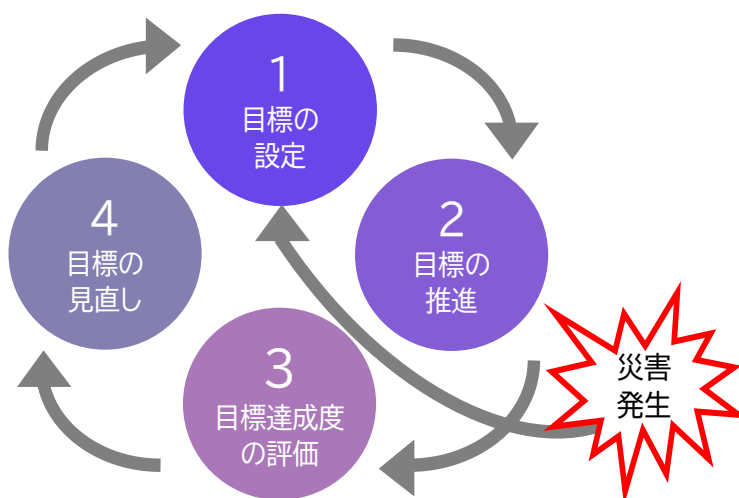
1 実施主体

国、京都府、防災関係機関、市民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等のそれぞれの主体は「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、大規模災害対応力強化の取組を推進する。



2 進行管理

- (1) 指針の取組状況については、福知山市大規模災害対応力検証会議の事務局である危機管理室が定期的に調査・確認し、その内容を検証会議にて報告する。
- (2) 目標の設定・推進・達成度の評価・見直しの過程を繰り返すことにより、必要に応じて指針の見直しを行い、時代の要請に即した指針の維持を図る。本指針策定後、市は資機材の整備等、目標達成に必要な取組を推進することで、大規模災害対応力の強化に努めるものとする。
- (3) 本市において大規模災害が発生した際には、災害対応に従事した職員から得られた知見や意見を集約し、指針の継続的な見直しを行う。
- (4) 他自治体において大規模災害が発生した際には、必要に応じて本市から職員を派遣し、現地における支援活動を実施する。派遣職員から得られた現地の知見や課題を踏まえ、指針に反映する。



資料集

参考資料

1 福知山市大規模災害対応力強化検討会委員名簿

区分	組織・役職	氏名 (敬称略)
学識経験者	京都大学防災研究所 教授	牧 紀男
	福知山公立大学 准教授	大門 大朗
	福知山公立大学 特任教授	水口 学
住民代表	自治会長運営委員会連絡協議会 会長	谷垣 均
	自主防災組織	串尾 純子
	民生児童委員連盟 代表	浅野 義則
	福知山市連合婦人会 会長	森田 雅子
関係機関・団体	福知山市男女共同参画審議会	杉山 伸子
	福知山市社会福祉協議会 代表	宮本 香子
	福知山民間社会福祉施設連絡協議会 代表	達脇 博人
ライフライン	NTT西日本株式会社 京都支店 設備部長	辻宗 勝
	関西電力送配電株式会社 福知山配電営業所長	安藤 修浩
	福知山都市ガス株式会社 技術部長	田邊 英樹
行政機関等	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 所長	大西 民男
	京都府中丹広域振興局 局長	奥野 昌徳
	京都府中丹西保健所 所長	阪倉 長平
事務局	福知山市 副市長	前川 二郎
	福知山市 危機管理監	松本 美規夫
	福知山市 人権推進室長	芦田 直也
	福知山市 健康福祉部長	山添 祥代
	福知山市 こども家庭部長	谷口 学
	福知山市 産業部長	西畑 信寿
	福知山市 建設交通部長	荒木 正人
	福知山市 教育委員会教育部長	大西 孝治
	福知山市 消防長	澤田 晴彦
	福知山市 上下水道部長	神内 明宏
	福知山市民病院診療部 副部長	北川 昌洋

[illegible]

主な検討課題（現状認識）		検討の視点	取組内容の案	主な委員意見
2	被災直後・応急対応期 (2-5) 応急仮設住宅の確保	多様な応急住宅確保 仮設住宅建設箇所の確保 迅速に提供できる体制の確保	〇(2-5-1) 応急仮設住宅を迅速に確保するため、ニーズに応じバリエーションや地元建設組合との協働を進める ・ 廣瀬町の提供が可能な民間事業者をデータベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供できる仕組みを検討 〇(2-5-2) 大規模災害発生時に備えた応急仮設住宅建設箇所の確保推進 ・ みなし仮設住宅の活用を検討 〇(2-5-3) 災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その有効性を高める 〇(2-5-4) 避難者支援に際する申請手続きの迅速化を進める ・ 民間団体と連携した、被災者への相談体制の構築 ・ 申請書様式等の簡素化等の実施 〇(2-5-5) SNS等の積極的な活用とともに各避難所に配布資料での広報を行う	▽仮設住宅の建設については、迅速に整備することを避難者から求められることが多いが、長期の避難を考慮するとしっかりと良い住宅を作るという視点も必要 △仮設住宅は制約の場合（みなし仮設）もあるため、計画の内容がわかるような書きぶりをしていただきたい □物資供給等、民間事業者との協定を推進するべき ▽申請書の窓口は、複数の部署にまたがるのではなく1本化し、被災者の負担を減らす工夫が必要
3	復旧期 (3-1) インフラの整備・被災対応の検証 ・インフラ、ライフラインが被害を受けた場合、長期の停電や断水が発生し被災者の生活に大きな影響を与え、住民への支援が求められることがある。ライフライン事業者が連携し、迅速な応急対応を行うことが必要	復旧に関する計画の整備 事業者との連携体制を強化	〇(3-1-1) 国・府と連携して各管理の道路管理計画の実効性を確保する（道路管理等・自衛隊等による道路管理計画） 〇(3-1-2) インフラ、ライフラインの復旧支援などについて、平時から、相互の連携体制の構築、資機材に関する相互情報提供や連携関係の強化など、関係機関の連携強化を図る 〇(3-2-1) 市内医療機関についての調査診断、調査改善を進める ・ 市内医療機関と連携し、災害時の医療体制の強化を図る 〇(3-2-2) 社会福祉施設の調査診断、調査改善を進める ・ 公立及び私立の社会福祉施設の調査強化を促進 ・ 様々な機会を捉え、施設の調査強化等の推進を指導 〇(3-2-3) 京都府災害拠点品川診療所等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・ 京都府災害医療局が調査診断の役割を担うことについて検討する 〇(3-2-4) 社会福祉施設等による災害時業務継続計画（BCP）の策定を推進 〇(3-2-5) 病院におけるBCPの策定を推進	△市と連携体制が整っている事業所を活用するべき ▽ライフライン事業者との訓練について、地震防災訓練以外を想定しているのであれば訓練計画を作成した上で訓練を実施する必要はある △市が施設におけるBCPを推進するべき ▽市から特定分野にのみ注力して、市内医療機関や社会福祉施設における調査診断及び調査改善の推進とあわせ、各施設における非常用電源の新設、増設、リプレイスについて把握していただきたい
3	復旧期 (3-2) 災害拠点病院等における業務継続性の確保 大規模地震発生に備えた医療・福祉施設の強靱化、被災後の迅速な復旧対応、災害時・災害時の連携体制の確保に向けた検討が必要	施設の耐震性の確保		
3	復旧期 (3-3) 災害関連業務の分別や処理 被災災害発生時は災害ゴミの分別が細かく、臨時収集場所の手当がスムーズにできていない。事前に災害ゴミの処理について検討が必要	災害時の医療・福祉提供体制の確保 円滑な災害ゴミの収集・処理	〇(3-3-1) 災害関連業務の分別や処理 〇(3-3-2) 臨時収集場所のレイアウトの事前作成 〇(3-3-3) 災害ゴミの分別について、市民やボランティアにわかりやすい周知、広報の方法を検討する	
4	復興期 (4-1) 復興計画の策定手続の検証 今後の大規模災害に備え、災害応急対策から復旧・復興、生活・産業再建支援までの一体的な復興に向けた事前準備が必要 被災後から10年後、20年後を考慮した復興の考え方を検討する	復興に向けた事前準備	〇(4-1-1) 復興に資する体制や行うべき事業を定めておくなど、事前の準備に取り組み 〇(4-1-2) 大規模災害時に災害発生状況や被害状況を把握するよう国・府への支援を進める 〇(4-1-3) 被災の影響を少なくする経路づくりや被害からの回復をいかに早くできるか、また、被災から10年後20年後を考慮したまちの復興について計画の検討を進める	▽復興計画の策定について、他のフェーズと比べて少しボリュームが少ないうちに思えるため、国の資料や他の自治体の計画も参照して、詳細や内容について、今後検討していただけたらと思う ▽復興計画を策定する際、コンサバンスや協議などの形成したとしても、住民の心が入ったものかという点、それでもないケースが想定にある、住民の方から上がってくるようなプログラムや地域の地味づくりが平時から必要になってくる。その意味では、対面での取組を住民の方とプロセスを共にしていくことは、復興計画を長期的に考えていく上で必要